

## 「ローマ字のつづり方に関する検討」における今後の主な論点(案) Ver.3

- これまでにおおよその共通認識や理解が図られている点  
● 今後も検討を継続すべき事項

## I 将来に向けてローマ字はどのように用いられていくのか

- 固有名詞を中心に使用
  - ・ 現在、ローマ字表記は、主に地名や駅名、氏名など固有名詞を中心に用いられている。
  - ・ 文、文章のレベルで日本語をローマ字で書き表す習慣が定着しているとは言い難い。
- 主に日本語を母語としない人々への配慮として使用
  - ・ 現行の内閣告示は「一般に国語を書き表す場合」を想定しているが、日本語を母語としない定住外国人や海外からの旅行者への配慮として案内表示等に用いられることが多い。
- 情報機器へのローマ字入力
  - ・ ローマ字のつづり方とは別であるが、情報機器へのローマ字入力が広く行われている。ローマ字の仕組みを用いて日本語の漢字仮名交じり文を書くという習慣は、日本語を母語とする人々においても定着している。

## II どのような「つづり方」にするのが望ましいか

- 現実的なものとする（分かりやすく、実際に使いやすく、また、使われるものを示す。）
  - ・ 現行の内閣告示では、第1表に示されたいわゆる訓令式を用いることを原則とし、学校教育等のよりどころとなっている。しかし、一般の社会生活においては主にいわゆるヘボン式が用いられている。今後、仮に社会におけるローマ字表記を第1表のつづり方に改めて統一しようとする場合には大変な困難が予想され、現実的とは言えない。
  - ・ 義務教育の初期段階からローマ字を使用する機会があると考えられることから、新たなつづり方を導入する場合には難易度に留意する必要がある。
- 音韻対応性に考慮されたものとする（日本語の基本的な音韻にできるだけ過不足なく対応し、体系的に分かりやすく示す。）
  - ・ いわゆる訓令式は、日本語における語の違いを表す機能的な音の異なりを体系的に示すもので、規則性が高い。内閣告示の第2表に示されたいわゆる日本式も同様である。
  - ・ いわゆるヘボン式は、日本語の発音に近い形で表そうとするものであり、実際の音声との対応が分かりやすい。英語が実質的な国際共通語となっているとともに、現在の日本語のローマ字表記が国際的な配慮から使用される場合が多いことから、社会生活においてはほとんどの場合このヘボン式が用いられている。
  - ・ 訓令式とヘボン式は、現代日本語において用いられる全ての音に対応しているものではない。実際に用いられる音の全体を体系的に表そうとするのであれば、新しいつづり方の検討も視野に入れることになるか。

## III 規範性と寛容性のバランスをどのようにとるか

- できるだけ統一的な考え方を示すことを目指しつつ、実態に配慮したものとする。
  - ・ 統一的な考え方を示そうとするときに、どのようなつづり方を主とするのが適切か。
  - ・ 現状において各分野で行われている様々なつづり方を一つに集約することは困難であり、ゆるやかな考え方として示す必要がある。
  - ・ 個々人の表記、また、人名や社名など固有の名称に用いられている表記などについては、それらを尊重し、使用を妨げないよう配慮する。
  - ・ 現在用いられているローマ字の様々なバリエーションをどのように位置付けるか。例えばヘボン式と呼ばれるつづり方のうちには、撥音「ん」の表記においてnとmを区別す

るもの、chの前の促音「っ」を「t」で表すもの、長音にhを用いるものなど、つづり方に異なりが見られる。これらをどのように位置付けるか。

#### IV 国際的に定着している日本語のローマ字表記をどのように扱うか

- 二次的な表記とみなすのか、ローマ字つづりの体系とは別のものとして位置付けるか
  - ・ 「Tokyo」「Osaka」「ramen」「judo」など、内閣告示によるローマ字のつづり方とは別に国際社会において定着している、あるいは、定着しつつある表記をどのように扱うか。
  - ・ 安定的に用いられている表記については、使用を妨げないよう何らかの配慮が必要か。

#### V 長音の示し方

- 長音であることが判別できるようにする
  - ・ 内閣告示では長音を符号付き文字で表すこととなっているが、実際には符号が省略されることが多くなっている。日本語における長音の有無は語の違いに関わるものであり、ないがしろにすべきではない。
  - ・ 符号の使用を徹底するか、諸事情によりそれが難しい場合には、分かりやすく使用しやすい長音のつづり方を新たに導入する必要がある。
- 長音を表すための具体的な方法
  - ・ 長音符号に「^」と「\_」のどちらを用いるか。
  - ・ 符合付き文字が使用できない場合に、長音を示すための新たな方法が必要か。
  - ・ 符合を用いずに、文字だけで長音を示す方法を検討すべきか。

#### VI 情報機器へのローマ字入力との関係に配慮するか

- 直接の審議対象とはしない
  - ・ ローマ字入力はローマ字のつづり方とは別のものであり、直接の審議対象とする必要はない。ただし、現代におけるローマ字使用の一つの在り方として捉えた上で検討を進める必要がある。
- ローマ字入力とつづり方との間にある混同等を整理する
  - ・ ローマ字入力は、ローマ字のつづり方に影響を及ぼしている面があると考えられる。例えばオ列(段)長音「公園通り (Kouendoori)」や助詞「～は (ha)」「～を (wo)」等の入力方法とローマ字つづり (Kôendôri, wa, o) との関係を整理し、改めて周知することが必要。

#### VII 検討の成果をどのように示すか

- 現行内閣告示との関係
  - ・ 新たなつづり方を導入したり、第1表と第2表の関係を変更したりする場合には、内閣告示の改定が必要となるのではないか。

#### VIII そのほかの具体的な課題

- 現代仮名遣いとの関係
  - ・ 四つ仮名「じ・ち・ず・づ」、オ列(段)長音(「公園通り」等)等の扱い。
- 外来語に用いられる音との関係
  - ・ 現行の内閣告示では外来語の音までは対象とせず「特殊音の書き表し方は自由とする」として整理されている。外来語等に用いられる音を議論の対象とするか。
- ローマ字使用におけるその他のルール
  - ・ 現行の内閣告示には示されていない区切り符号、大文字小文字の使い分け、分かち書き等に言及するか。